

●香川県告示第176号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年7月11日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（2の（1）関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、<u>第14項及び第15項</u>のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（4） 略</p> <p>6～8 略</p>	<p>別表第2（2の（1）関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、<u>第13項及び第14項</u>のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>（4） 略</p> <p>6～8 略</p>
<p>別表第4（2の（3）関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 略</p>	<p>別表第4（2の（3）関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次</p>

(1)・(2) 略

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア～エ 略

(4) 略

5～7 略

に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

(1)・(2) 略

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア～エ 略

(4) 略

5～7 略